

小金井市青少年問題協議会
活動報告

令和3年6月

小金井市青少年問題協議会

はじめに

小金井市青少年問題協議会
専門委員会委員長 浅野 正道

小金井市青少年問題協議会は今期、専門委員会を3回開催いたしました。今期については、前期からの引継ぎ事項を尊重し、「子どもの権利に関する子どもの実態調査」を市内全小・中学校で実施することが決まった段階から、そのアンケートの実施や啓発内容についての作業を、専門委員会が担当する運びとなりました。このため、本協議会で提示されたアンケート案を基に、第1回委員会でアンケート案についての検討を行った上で、令和元年10月、市内公立学校の小学4年生から中学3年生までの全児童・生徒4,706人を対象に、アンケートを実施しました。

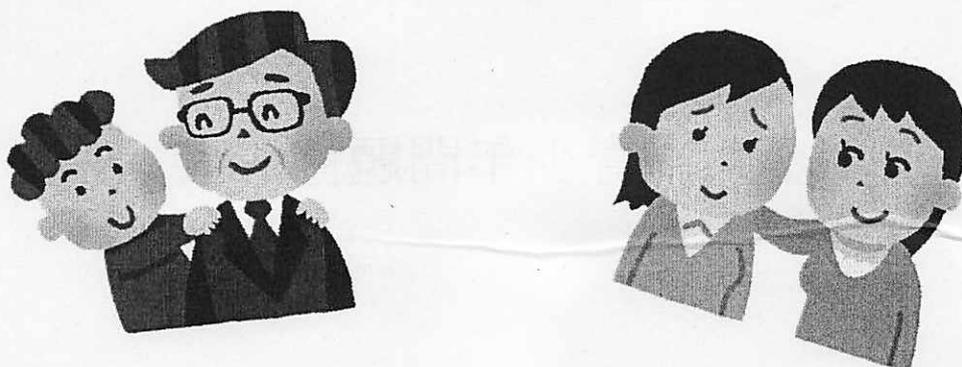
このアンケートの一次集計結果がまとまった令和2年1月、第2回委員会を開催し、その結果について分析、協議を行い、今期の審議内容として「子どもの権利について啓発を行うこと」で一致したところです。啓発方法としては、委員会において、近年同様に、伝えたい内容を凝縮したカラー版のリーフレットの配布が、関心の薄い保護者等への周知としても効果的ではないか、という結論に至りました。

令和2年度の活動は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、会議回数を可能な限り削減して行うこととなり、事務局を中心としてアンケート調査結果報告書の分析や、リーフレット案の検討等を進めて参りました。

啓発内容については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもを取り巻く日常も一変してしまっただけを受け、内容を変更したいと考え、委員会で書面審議を開催しました。その結果、委員会として次のような判断を行ったところです。

一つは、コロナ禍で社会体験機会が減少しており、関わる大人が制限され、親子の対話の重要性が増し、社会変化に不安を感じている子どもの声を、保護者がきちんと受け止めていくことを喚起する必要があると考えられること。

二つは、子どもの権利保障の外せない要件として、「子どもの意見表明権」という部分があることを踏まえ、「子どもの声を聴いているか。」を、保護者が見直す機会とするための啓発内容が望ましいと言えることです。



その後、令和3年2月の委員会でリーフレット案の内容及び構成について議論を行い、さらにもう一度、書面審議を行って議論された内容を反映して、3月中旬に専門委員会としてのリーフレット案が完成しました。

リーフレット全体を通じたメッセージとしては、コロナ禍という状況で、「子どもの思いや声を、きちんと受け止められているか。」を、保護者が見直すきっかけにさせていただくことを訴えています。

2020年、世界は新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、誰もが体験したことのない1年を過ごすことになりました。

緊急事態宣言における外出自粛や一斉休校による生活の変化、テレワークなどで勤務が変化した家庭もあり、今までとは違う生活サイクルに戸惑った方も多かったのではないのでしょうか？

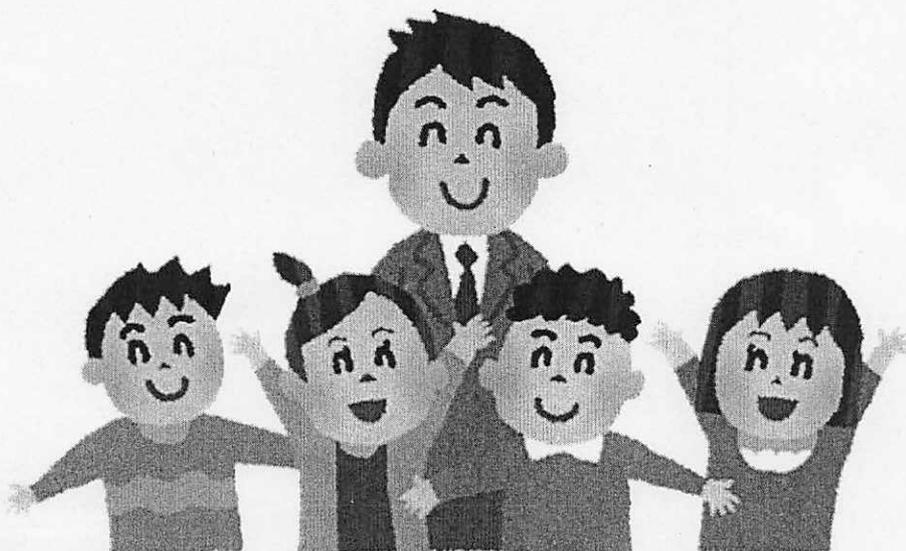
外出先で人目が気になったり、生活スタイルが変化したことで自宅も落ち着かなく感じたり、毎年行っていた旅行に行けなかったり、先行きの見えない不安や気疲れ、ストレスを、大人の私たちは少なからず感じています。

では、子ども達はどのようなのでしょうか。休校中は、家にいることが多く友達ともなかなか会うことができない日々、また、学校が再開後も、制限のある学校生活です。そんな一変した生活にも多くの子ども達は、短時間で順応していきました。しかし、元気に登校している子ども達の中から不安やストレスが完全に取除かれたわけではありません。

大人も子どもも急速に変化した生活に、戸惑うのは当たり前です。

その当たり前の不安や感情を上手に整理するには、「人に話すこと」が一つの手助けとなります。

多くの方々がリーフレットを基に、子どもたちの思いや悩み、願い等を受け止め、理解し、共有する一助となることを期待いたします。



目 次

I 章 啓発用リーフレット	1
1 仕様、配付先	2
2 リーフレット(印刷用 表・裏/詳細 表・裏)	3
II 章 アンケート調査	9
1 アンケート調査の概要	10
【資料】	11
1 小金井市青少年問題協議会開催状況	12
2 小金井市青少年問題協議会専門委員会開催状況	13
3 小金井市青少年問題協議会名簿	14
4 小金井市青少年問題協議会専門委員会名簿	15
【参考資料】	16
小金井市青少年問題協議会条例	17
小金井市青少年問題協議会条例施行規則	18

I 章 啓発用リーフレット

1 仕様・配布先

タイトル	コロナ禍だからこそ 子どもの思いをきいていますか？
発行日	令和3年6月
発行者	小金井市青少年問題協議会
印刷部数	13,000部
刷色	4色カラー
印刷方法	オフセット
サイズ	A3
紙質	再生マットコート紙
紙色	白
紙厚	62.5kg
折り	四つ折り

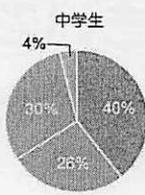
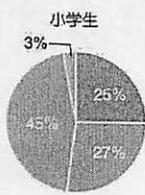
主な配布先一覧	
小金井市	児童館運営審議会委員
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部青少年課
東京都	25市青少年行政担当課
小金井市	立小学校児童・同小学校教員
小金井市	立中学校生徒・同中学校教員
市内	幼稚園・保育施設利用者・同施設職員
小金井市	市内小・中学校PTA
青少年健全育成	6地区委員会
小金井市	議会議員
小金井市	子供会育成連合会
小金井市	青年会議所
小金井市	体育協会
小金井市	社会福祉協議会
小平	児童相談所
東京	保護観察所立川支部
多摩府中	保健所
北多摩東地区	保護司会小金井分区保護司
主任児童委員・民生児童委員協力員	(小金井市)
小金井	警察署
教育相談所	(小金井市 相談員)
社会教育委員	(小金井市)
教育委員	(小金井市)
(庁内関係各課経由)	市内の公共施設(自由来館施設)
庁内関係各課	(参考送付。町会・自治会長会議分なども含む)

子どもが思っていること

※裏面に「悩みに対する子どもの意識」があります。

○のんびりする時間が欲しいですか？

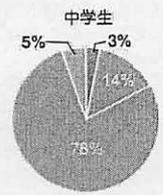
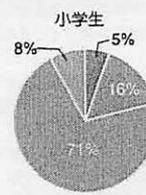
- もっと欲しい
- 少しほしい
- 今のままで良い
- わからない



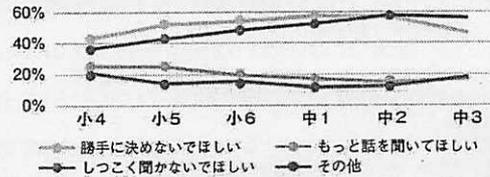
小学生の4人に1人、中学生になると約2人に1人がのんびりする時間が欲しいと感じています

○自分のやることや将来を親に決められることをどう思いますか？

- 当然と思う
- 仕方ないと思う
- 嫌だと思う
- その他



○大人に心掛けてほしいことは何ですか？（複数回答）



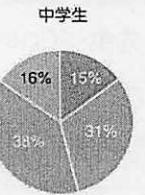
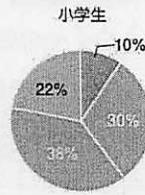
2人に1人は、勝手に決められることを嫌だと思っています。また、年齢が上がるにつれて、しつこく聞かないでほしいと思っているようです

「その他」の主な意見

- ・ ない
- ・ 今のままでいい
- ・ 感らないでほしい
- ・ 早く仕事から帰ってきてほしい
- ・ もっと関わってほしい
- ・ 考えを押し付けしないでほしい
- ・ 相手の気持ちを考えてほしい
- ・ 謝るときは謝ってほしい
- ・ 聞き流さないでほしい

○学校に行きたくないと思ったことはありますか？

- よくある
- ときどきある
- ほとんどない
- まったくない



行きたくない理由の上位は勉強や友達のことでした。また、その他では、「疲れている・だるい・寝不足」などの体の疲れや「面倒くさい」などの心の疲れを理由にする子どもが上位を占めています。

○「子どもが思っていること」について、調べたものです。

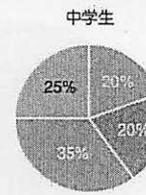
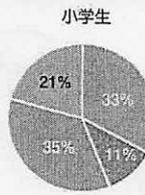
小学生は現状に満足している子どもの割合が大きく、中学生になると忙しいと感じているようです。子どもの権利に関する条例を制定するために平成18年に調査した内容と比較すると、のんびりする時間が欲しいかという質問では、中学生はあまり差がなかったものの、小学生では「今のままでいい」と答えた子どもが8ポイント減り、今より自由時間を希望する子どもが8ポイント増えています。このことから、小学生は以前に比べ、忙しいと感じているようです。また、自分のやることや将来のことを親に勝手に決められるのは嫌だと感じている子どもは7割以上に上っています。つつい口を出してしまったり、決めつけたりしていませんか？ 子どもも自分でいろいろ考えています。まずは考えていることを否定せず、一人の人間としてじっくり話をきいてみてください。



自己肯定感

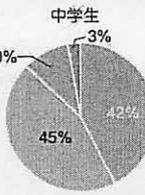
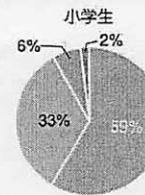
○自分のことが好きですか？

- 好き
- 好きではない
- どちらとも言えない
- わからない



○自分は周りの大人から大切にされていると感じますか？

- そう思う
- だいたいそう思う
- あまり思わない
- そうは思わない



9割前後の子どもたちが肯定的ですが、学年が上がるにつれ実感が減るようです。大切に思っていることを、言葉で伝えていきますか？

○相関関係を調べてみました。

「自分のことが好き」×「大切にされていると思う」
「大切にされていると思う」×「悩みを相談できている」

周りから大切にされていると実感できる子どもは、自分を肯定的に捉えることができている子どもが多いようです。また、悩みができた時に相談するかどうか、大切にされていると感じているかどうかと相関関係がありました。



○諸外国の状況（自分自身に満足しているか）

	0	20	40	60	80	100(%)
日本 (n=1134)	10.4	34.7	30.8	24.2		
韓国 (n=1064)	36.3		37.2	18.2	8.3	
アメリカ (n=1063)		57.9		23.1	8.8	4.2
イギリス (n=1051)	42.0		38.1	13.4	6.6	
ドイツ (n=1049)	33.0		48.8	14.4	3.8	
フランス (n=1060)	42.3		43.5	12.1	2.2	
スウェーデン (n=1051)	30.8		43.3	19.5	6.4	

出典：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）」図表3(a) 諸外国比較

小学生の3人に1人、中学生の5人に1人は自分を好きだと思っていますが、小学生の10人に1人、中学生の5人に1人が自分のことが好きではないと思っています。平成30年度の若者（13-29才）の国際比較調査では、日本の若者は、他国と比べて自分自身に満足している割合が最も低い結果でした。また、日本の若者の特徴として「自分が他者の役に立っているか（自己有用感）」が自己肯定感との相関が強いことが指摘されています。子どもも家族の一員です。家族の役に立っていると伝えるために、子どもに手伝いをお願いして、「ありがとう」「助かったよ」「よくできたね」とほめる声かけをしてみてくださいませんか？





コロナ禍で大変な思いをしているのは大人だけではありません。

2020年、世界は新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、誰もが体験したことのない1年を過ごすことになりました。

緊急事態宣言における外出自粛や一斉休校による生活の変化、テレワークなどで勤務が変化した家庭もあり、今までとは違う生活サイクルに戸惑った方も多かったのではないのでしょうか？

外出先で人目が気になったり、生活スタイルが変化したことで自宅も落ち着かなく感じたり、毎年行っていた旅行に行けなかったり、先行きの見えない不安や気疲れ、ストレスを、大人の私たちは少なからず感じています。

では、子ども達はどのようなのでしょうか。休校中は、家にいることが多く友達ともなかなか会うことができない日々、また、学校が再開後も、制限のある学校生活です。そんな一変した生活にも多くの子ども達は、短時間で順応していきました。しかし、元気に登校している子ども達の中から不安やストレスが完全に取除かれたわけではありません。

普段より甘えてきたり、イライラする様子が増えたり、必要以上に手洗いにこだわったりしている様子はありませんか？

もしかしたら、目に見えない不安やストレスを抱えているのかもしれない。

大人も子どもも急速に変化した生活に、戸惑うのは当たり前です。

その当たり前の不安や感情を上手に整理するには、「人に話すこと」が一つの手助けとなります。

そこでまずは、お子さんがコロナをどう思っているのか、今どんな気持ちで過ごしているのか、きいてあげる時間を取ってください。



○相談窓口（子どもの権利に関する相談リンク集）

子どもに関して、いろいろな悩みを相談できる各種窓口があります！接し方やきょうだいげんか、成長・進路に関する悩みなど、一人で悩まず、どんなことでもご相談ください！

相談窓口

子どもの権利に関する相談リンク集



○小金井市子どもの権利に関する条例って？

小金井市では、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、平成21年に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、普及啓発しています。

小金井市子どもの権利に関する条例



市ホームページ → 子育て・教育 → 子どもの権利 から検索！

小金井市青少年問題協議会（令和3年6月発行）

小金井市ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

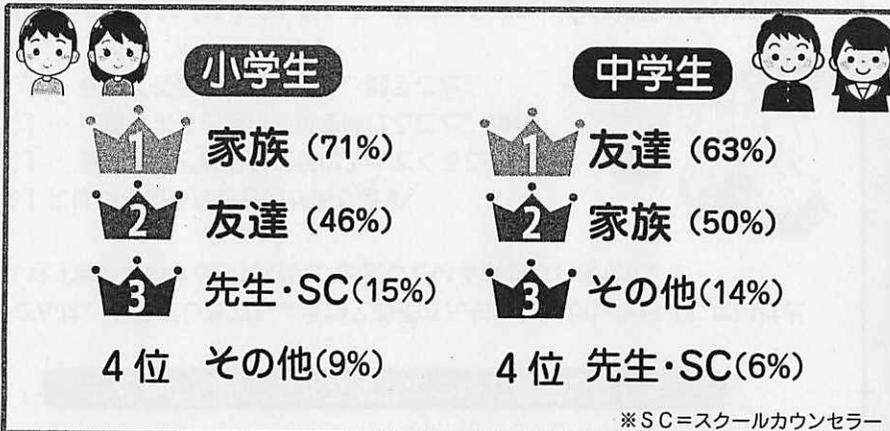
市政→審議会等→審議会等の一覧→福祉・健康・医療に関する審議会→青少年問題協議会から、過去に発行されたリーフレットもご覧になれます。



コロナ禍
だからこそ

子どもの思いを きいていますか？

○困ったり、つらい時、誰に相談しますか？（複数回答）



※小金井市の小中学生へのアンケートから

子どもの願い

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。
子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。
子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

（「小金井市子どもの権利に関する条例」前文より）

子どもは生まれた時から「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」「支援を受ける権利」を持っています。

子どもの気持ちを、きちんと「きく」ことが、子どもを理解する第一歩です。

小金井市の子どもたちは今何を考え、どう感じているのか。子どもの権利の視点からその実態を探るべく、アンケート調査を実施しました。

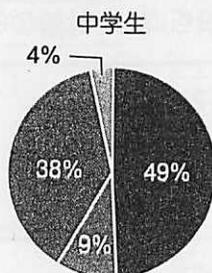
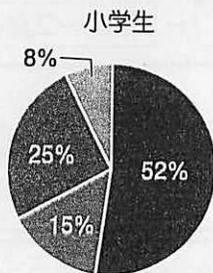
<アンケート調査方法>

- 実施時期=令和元年10月
- 対象=全市立小学校(小4~小6)2,738人、全市立中学校(中1~中3)2,031人
- 回答数=小学生2,588人、中学生1,902人
- 回答率=小学生94.52%、中学生93.65%

悩みに対する子どもの意識

○悩みがあるとき、相談できていますか？

- している
- したいけどできない
- したいと思わない
- その他



「その他」の主な内容



小学生

- ・ 言いたいけど言えない
- ・ 相談内容による
- ・ (相談)したい時にできない
- ・ (相談)しても無駄
- ・ (悩みなどが)ひどい時・大事なことは相談する

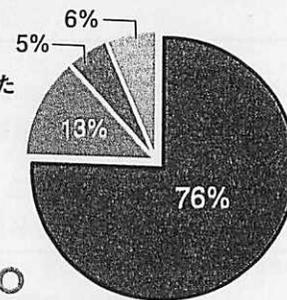


中学生

- ・ 誰にも言わない、誰にも相談しない
- ・ 自分(自己解決)
- ・ あまり誰にも相談しない

○相談した結果、どうなりましたか？(相談したことがある人のうち未回答を除く)

- 解決した・すっきりした
- 解決しなかった・モヤモヤした
- まだ相談の途中
- その他



どの学年でも2人に1人の子は悩みを相談していますが、小・中学生全体では8人に1人は「したいけどできない」と感じているようです。また、中学生になると「したいと思わない」子どもが増えるようです。

4人に3人は相談して解決した・すっきりしたと感じています。

子どもの悩みに関する実態について調査しました。

お父さんは、どうでしたでしょうか？お子さんも、もしかしたら「したいけどできない」「言いたいけど言えない」と感じているかもしれません。

- 「きく」にはいろいろなきき方があります。
- 「聞く」… 音や声などが自然に耳に入ってくること。
- 「聴く」… 理解しようと進んで耳を傾けること。傾聴。
- 「訊く」… 尋ねて答えを求めること。問うこと。

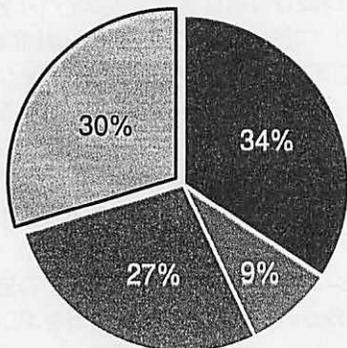


あなたはどのような「きき方」をしていますか？また、自分が話をきいてもらう時は、どのきき方をされたいですか？

コロナ禍で家族の時間が増えた家庭も多いと思います。大切なことを伝えるのも大事ですが、朝食や夕食など日常生活の中で、意識してお子さんの話をきき、悩みに気がつく機会を増やしませんか？

○学校や家族以外の友達や、相談できる知り合いがいますか？

- 子どもの知り合いがいる
- 大人の知り合いがいる
- 両方いる
- いない

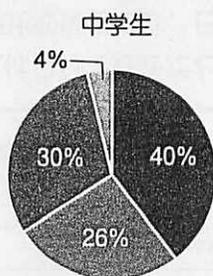
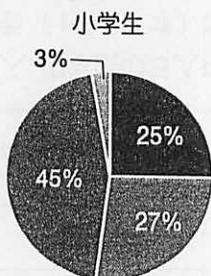


小・中学生とも3割の子どもは、学校や家族以外に相談できる知り合いがいないようです。

子どもが思っていること

○ のんびりする時間が欲しいですか？

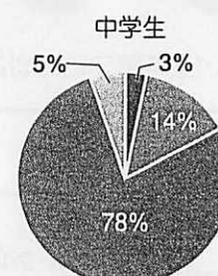
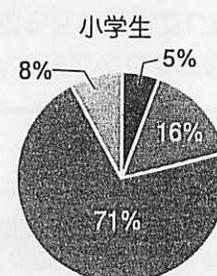
- もっと欲しい
- 少しほしい
- 今のままで良い
- わからない



小学生の4人に1人、中学生になると約2人に1人がのんびりする時間が欲しいと感じています

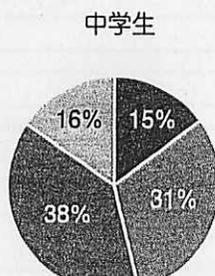
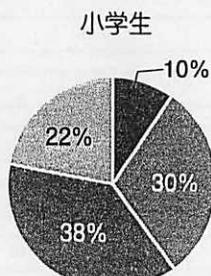
○ 自分のやることや将来を親に決められることをどう思いますか？

- 当然だと思う
- 仕方ないと思う
- 嫌だと思う
- その他



○ 学校に行きたくないと思ったことはありますか？

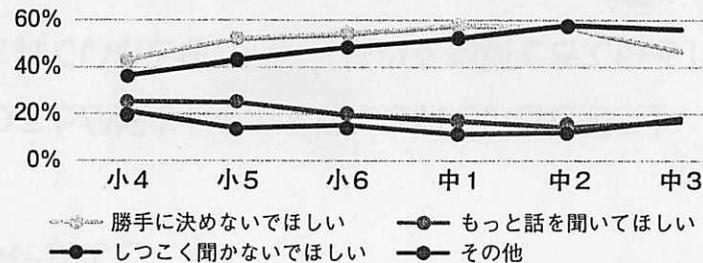
- よくある
- ときどきある
- ほとんどない
- まったくない



2人に1人は、勝手に決められることを嫌だと思っています。また、年齢が上がるにつれて、しつこく聞かないでほしいと思っているようです。

行きたくない理由の上位は勉強や友達のことでした。また、その他では、「疲れている・だるい・寝不足」などの体の疲れや「面倒くさい」などの心の疲れを理由にする子どもが上位を占めています。

○ 大人に心掛けてほしいことは何ですか？（複数回答）



「その他」の主な意見



- ・ ない
- ・ 今のままでいい
- ・ 怒らないでほしい
- ・ 早く仕事から帰ってきてほしい
- ・ もっと関わってほしい
- ・ 考えを押し付けなくてほしい
- ・ 相手の気持ちを考えてほしい
- ・ 謝るときは謝ってほしい
- ・ 聞き流さないでほしい

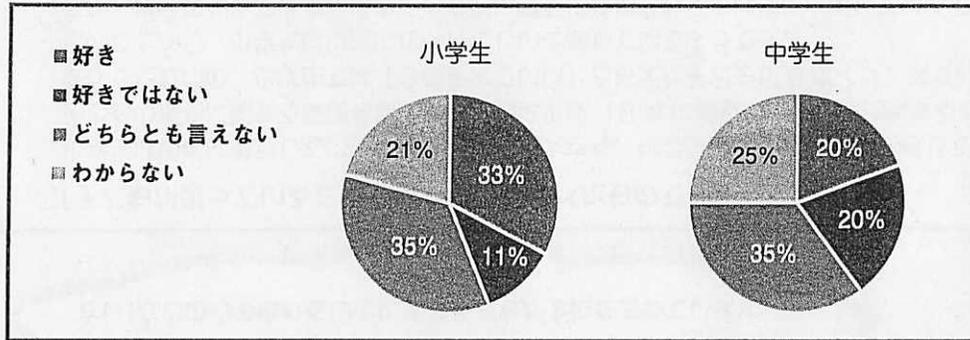
○ 「子どもが思っていること」について、調べたものです。

小学生は現状に満足している子どもの割合が大きく、中学生になると忙しいと感じているようです。子どもの権利に関する条例を制定するために平成18年に調査した内容と比較すると、のんびりする時間が欲しいかという質問では、中学生はあまり差がなかったものの、小学生では「今のままでいい」と答えた子どもが8ポイント減り、今より自由時間を希望する子どもが8ポイント増えています。このことから、小学生は以前に比べ、忙しいと感じているようです。また、自分のやることや将来のことを親に勝手に決められるのは嫌だと感じている子どもは7割以上に上っています。ついつい口を出してしまったり、決めつけたりしていませんか？ 子どもも自分でいろいろ考えています。まずは考えていることを否定せず、一人の人間としてじっくり話をきいてみてください。

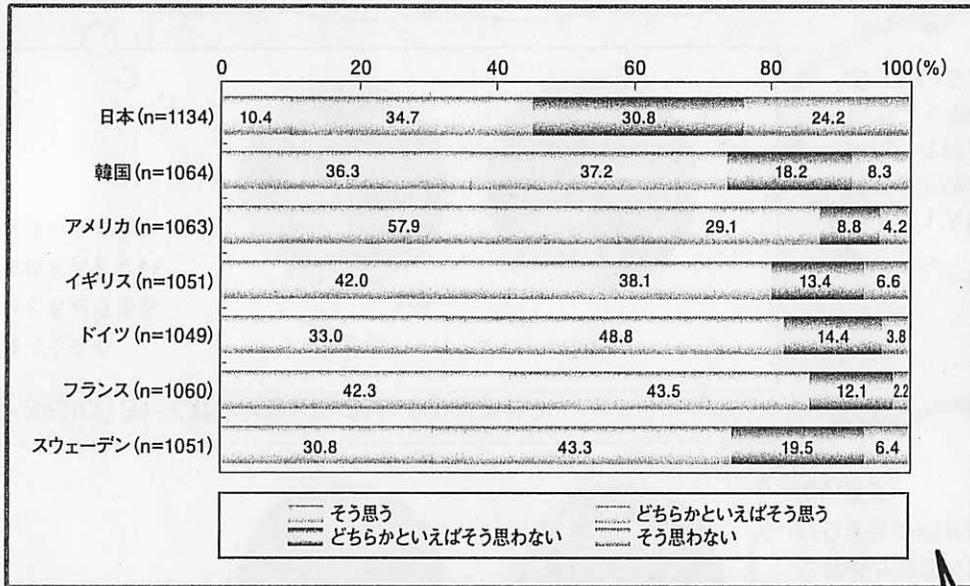


自己肯定感

○ 自分のことが好きですか？

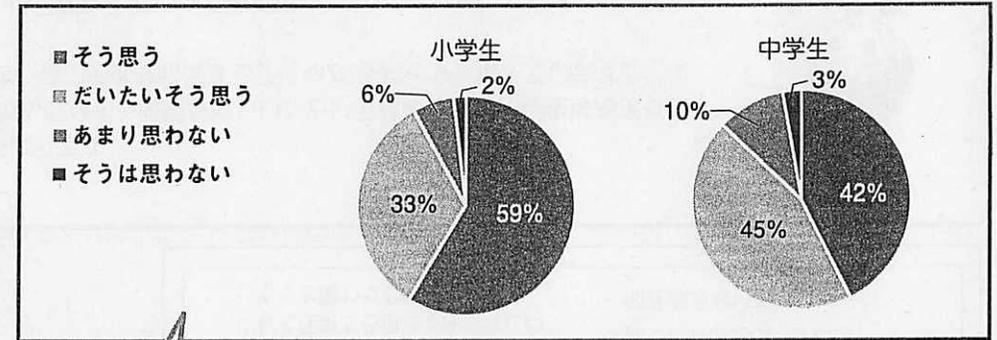


○ 諸外国の状況（自分自身に満足しているか）



出典：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」図表3(a) 諸外国比較

○ 自分は周りの大人から大切にされていると感じますか？



9割前後の子どもたちが肯定的ですが、学年が上がるにつれ実感が減るようです。大切に思っていることを、言葉で伝えていきますか？

○ 相関関係を調べてみました。

「自分のことが好き」×「大切にされていると思う」
 「大切にされていると思う」×「悩みを相談できている」

周りから大切にされていると実感できる子どもは、自分を肯定的に捉えることができている子どもが多いようです。また、悩みができた時に相談するかどうか、大切にされていると感じているかどうかと相関関係がありました。



小学生の3人に1人、中学生の5人に1人は自分を好きだと思っていますが、小学生の10人に1人、中学生の5人に1人が自分のことが好きではないと思っています。平成30年度の若者（13-29才）の国際比較調査では、日本の若者は、他国と比べて自分自身に満足している割合が最も低い結果でした。また、日本の若者の特徴として「自分が他者の役に立っているか（自己有用感）」が自己肯定感との相関が強いことが指摘されています。子どもも家族の一員です。家族の役に立っていると伝えるために、子どもに手伝いをお願いして、「ありがとう」「助かったよ」「よくできたね」とほめる声かけをしてみてくださいませんか？



II章 アンケート調査

1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

小金井市子どもの権利に関する条例(以下、「子どもの権利条例」という。)制定から10年が経過し、その頃とどう変わったのか、現在の子どもの実態を把握する。

(2) 調査の設計

【子どもアンケート 調査実施概要】

実施期間：令和元年10月3日～31日

対象者数：全市立小学校（4年生～6年生）2,738人

全市立中学校（1年生～3年生）2,031人

調査方法：無記名マークシート方式、学校を通じての配布・回収。

回収数（回答率）：小学生2,588人（94.52%）

中学生1,902人（93.65%）

(3) 調査結果

「小金井市子どもアンケート調査報告書」として別冊に記載。

1 小金井市青少年問題協議会開催状況

回	日時・会場	内容・結果
令和元年度 第1回	令和元年 7月30日(火) 午前10時～11時 35分 小金井市役所第 二庁舎801会 議室	(1) 副会長については、志波委員に決定した。また、職務代理者については、住野委員に決定した。今後の進め方については、前期の引継ぎ事項を尊重し、子どもの権利の視点からみた子どもの実態調査を、市立小中学校全児童・生徒に対し実施していくこととした。具体的な調査、研究作業については、専門委員会を選任し、その中で協議することと決定した。 (2) 専門委員会は市長の選任による以下の11名で構成（志波委員、大久保委員、浅野委員、木下委員、深澤委員、櫻井委員、古源委員、齋藤委員、倉持委員、大貫委員、作間委員）する。なお、第1回専門委員会は8月下旬を予定し、アンケート実施については9月～10月に実施していくことを決定した。
令和元年度 第2回	令和2年 3月26日(木) 午前10時～ →書面審議	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止し、審議内容について書面により協議した。 1 審議会の議事内容 (1) 青少年問題協議会の審議のテーマの承認 (2) 本アンケート結果の取り扱いについての承認 2 中止に伴う対応 議事内容について委員意見を聴取した上で意思確認を実施した。 3 議事内容の結果について 座長を除く24名の委員のうち、23名から承諾の意思を確認したため、過半数により議事は全て承認することとした。
令和2年度 第1回	令和3年 3月29日(月) 午前10時～11時 小金井市役所本 庁舎第一会議室	(1) 会長より委員の交代に関する報告 (2) 専門委員会報告のリーフレット(案)について協議し、令和3年6月までにリーフレットを作成し、1万3千部を印刷配布することを承認した。 (3) 関係各所からの報告 小金井警察署、多摩府中保健所、東京保護観察所立川支部からの各委員から、市内を中心に青少年に係わる問題について近況報告、情報提供。

2 小金井市青少年問題協議会専門委員会開催状況

回	日時	内容・結果
令和元年度 第1回	令和元年8月21日(水) 午前10時～正午 本町暫定第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・互選により専門委員長に浅野委員、副委員長に木下委員を決定した。 ・本体会議に提示されたアンケート(案)及び、実施方法について協議。アンケート方法について決定した。
令和元年度 第2回	令和2年1月23日(木) 午前10時～11時40分 西庁舎第6会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を元に、分析・協議を行い、啓発テーマは「子どもの権利について」とし、啓発方法はカラー版のリーフレットの配布とした。 ・ただし、本調査は例年にはない規模の調査であり、今後生じるであろうリーフレットに含められない部分についても非常に示唆に富む貴重な資料であるということから、全設問についての集計結果についても、調査報告書等にまとめ、公表する。 ・また、配布先については、前期までの小中学校保護者に加え未就学児のいる家庭にも拡大したい希望があった。
-	令和3年1月5日～1月20日 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行による社会生活の変化を受け、令和元年度実施のアンケート結果による啓発内容の方向性の変更を審議。 ・当初案の経年比較による子どもの権利啓発から、コロナ禍を踏まえ、「子どもの意見表明権」に基づいた「子どもの声を聴いているか」を保護者が見直す機会とするための啓発内容とすることとした。
令和2年度 第1回	令和3年2月16日(火) 午前10時～11時45分 萌え木ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の照会内容を踏まえ作成されたリーフレット案及び、アンケート結果報告書を元にリーフレット案の内容を精査し、選択データの一部入替え、コメント欄やレイアウト等の詳細について協議。 ・原案を3月上旬までに作成の上、書面審議にて専門委員確認の上で、3月末の本体会議で専門委員長から全体に報告を行うこととした。 ・書面審議による意見の反映については専門委員長に一任することとした。
-	令和3年3月5日～3月11日 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員意見を反映したリーフレット原案について意見聴取し、リーフレット表題案を決定。その他、詳細を修正し、本体会議報告案を決定した。

※ 令和2年度の活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、可能な限り会議開催を削減することとした。

3 小金井市青少年問題協議会名簿

(令和3年3月現在)

任期(令和元年7月1日～令和3年6月30日)

敬称略

番号	職名	氏名	選出区分	備考	
1	会長	西岡 真一郎	市長	市長	
2	委員	白井 亨	市議会	市議会議員	
3	委員	片山 薫	市議会	市議会議員	
4	委員	湯沢 綾子	市議会	市議会議員	
5	委員	紀 由紀子	市議会	市議会議員	
6	委員	板倉 真也	市議会	市議会議員	
7	委員	志波 直男	学識経験者 (青少年関係団体)	青少年健全育成 6地区連合会会長	
8	委員	大久保 美千子	学識経験者 (青少年関係団体)	子供会育成連合会	
9	委員	清水 薫	学識経験者 (青少年関係団体)	青年会議所	
10	委員	福嶋 隆	学識経験者 (青少年関係団体)	体育協会	
11	委員	浅野 正道	学識経験者(教育関係団体)	市立小中学校長会 (小金井第一小学校長)	
12	委員	木下 英典	学識経験者(教育関係団体)	市立小中学校長会 (小金井第一中学校長)	
13	委員	深澤 環美	学識経験者(教育関係団体)	市立小中学校PTA連合 会	
14	委員	櫻井 綾子	学識経験者(福祉関係団体)	社会福祉協議会	
15	委員	古源 美紀	学識経験者(福祉関係団体)	民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
16	委員	鈴木 忠良	学識経験者(専門的知識)	北多摩東地区保護司会 小金井分区	令和2年4月1日 ～
17	委員	倉持 伸江	学識経験者(専門的知識)	児童館運営審議会会長	
18	委員	辻川 幸宏	関係行政庁の職員	小金井警察署	令和3年2月22 日～
19	委員	大貫 奈穂美	関係行政庁の職員	東京都多摩府中保健所	
20	委員	六瀬 貴大	関係行政庁の職員	東京保護観察所立川支部 保護観察官	令和2年4月1日 ～
21	委員	平見 歩	関係行政庁の職員	東京都小平児童相談所所 長	
22	委員	住野 英進	市の職員	副市長	
23	委員	大熊 雅士	市の職員	教育長	
24	委員	天野 建司	市の職員	市企画財政部長	
25	委員	大澤 秀典	市の職員	市子ども家庭部長	

(任期途中で退任された委員)

(敬称略)

番号	職名	氏名	選出区分	備考
16	委員	齋藤 武	学識経験者（専門的知識）	北多摩東地区保護司会 小金井分区 保護司 ～令和2年3月31日
18	委員	嶋 幸一	関係行政庁の職員	小金井警察署 ～令和3年2月21日
20	委員	作間 政雄	関係行政庁の職員	東京保護観察所立川支部 保護観察官 ～令和2年3月31日

4 小金井市青少年問題協議会専門委員会名簿 (令和3年3月現在)

(敬称略)

番号	氏名	職名
1	浅野 正道	委員長
2	木下 英典	副委員長
3	志波 直男	委員
4	大久保 美千子	委員
5	深澤 環美	委員
6	櫻井 綾子	委員
7	古源 美紀	委員
8	鈴木 忠良	委員
9	倉持 伸江	委員
10	大貫 奈穂美	委員
11	六瀬 貴大	委員

(任期途中で退任された専門委員)

(敬称略)

1	齋藤 武	委員
2	作間 政雄	委員

【 参 考 资 料 】

小金井市青少年問題協議会条例

昭和 34 年 3 月 31 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、本市に市長の附属機関として小金井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び 25 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員のうち市議会が指名する者 5 人

(2) 学識経験者 12 人以内

(3) 関係行政庁の職員 4 人以内

(4) 市の職員 4 人

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員の互選により選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

(会議の定足数及び表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

小金井市青少年問題協議会条例施行規則

平成31年 3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第2号に定める学識経験者は、次の各号に掲げる分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の範囲内で選出するものとする。

- (1) 青少年関係団体 4人以内
- (2) 教育関係団体 3人以内
- (3) 福祉関係団体 2人以内
- (4) その他専門的知識を有する者 3人以内

2 条例第3条第1項第3号に定める関係行政庁の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 小金井警察署長又は当該警察署の職員のうちから小金井警察署長が推薦する者
- (2) 東京都多摩府中保健所長又は当該保健所の職員のうちから東京都多摩府中保健所長が推薦する者
- (3) 東京保護観察所立川支部長又は当該支部の保護観察官のうちから東京保護観察所立川支部長が推薦する者
- (4) 小平児童相談所長又は当該児童相談所の職員のうちから小平児童相談所長が推薦する者

3 条例第3条第1項第4号に定める小金井市の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども家庭部に関する事務を担当する副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画財政部長
- (4) 子ども家庭部長

(専門委員)

第3条 小金井市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に専門の事項を調査し、又は協議させるため必要があるときは、協議会の委員の中から会長が指名する専門委員を置くことができる。

(協議会)

第4条 委員が協議議題を提出しようとするときは、協議会開催7日前までに会長に提出するものとする。

(部会)

第5条 協議会において調査し、又は協議する必要があると認めるときは、目的別に部会を設置することができる。

(公印)

第6条 協議会の公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管守する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、子ども家庭部児童青少年課に置く。

別表（第6条関係）

名称	ひな型番号	書体	寸法	材質	ひな型	用途	個数
小金井市青少年問題協議会長印	1	てん書	方21 m/m	つげ	長協青小 之議少金 印会年井 市	一般文 書等	1

発行 小金井市青少年問題協議会

事務局 小金井市子ども家庭部児童青少年課

住所 小金井市本町六丁目6番地3号

電話 042-387-9847